契約によるベトナム人海外労働者派遣法改正の概要

2022年9月

ベトナム海外労働者派遣協会 (VAMAS)

一般財団法人外国人材共生支援全国協会 (NAGOMi)

Japan

1. 旧法における送り出し機関の責務及び費用

3年実習の場合

- ▶ 送出 L機 関の責務 「送出し業務 および「教育業務」
 - 1,送出し業務:募集、選考、マッチング、出国・送出し(74コマのオリエンテーション教育 プログラム含む)、実習中の管理
 - 2.教育業務:520時間以上の日本語教育

▶ 費用/ メージ

本人負担費用		受け入れ側費用負担	
送出し業務	教育業務	(管理費)	
• 派遣手数料 =\$3,600まで	• 520時間以上: VND5,900,000以内 (≒\$295)	例 1) ● ¥5,000/名×36ヶ月=¥180,000(3年間) ※最低¥5,000円	
		例2) ● ¥10,000/名×36ヶ月 =¥360,000(3年間)	

2.改正 『契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律』

ベトナム人労働者の海外派遣については,2020年11月13日に,ベトナム国会において,新たに「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律」が成立し,2022年1月1日から施行され、これに伴い関連法令も施行されております。

- 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律(69/2020/QH14)
- 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する政令(2021年12月10日付112/2021/ND-CP)
- 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則を規定する通達(2021 年12月15日付21/2021/TT-BLDTBXH)

「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律」関連法令の仮和訳の掲載 | 在ベトナム日本国大使館 (emb-japan.go.jp)より一部抜粋

*実際には、2022年7月1日出国者より適用になると指導されています。

2. 新法 (参照条文)

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律(法律69/2020/GH14号)

第 23 条 サービス料

- 1. サービス料は、本法に従って、サービス企業が労働者受入国側と労働者から収受する収入であり、 労働者提供契約の締結に至るまでの検討、市場開拓、交渉のための費用、労働者が外国で働く期間 における管理を行うための費用を賄うためのものである。
- 2. サービス企業が労働者から収受するサービス料は、以下の原則に従わなければならない。
 - d) 労働者受入国側がサービス料を支払った場合、合意されたサービス手数料に比して不足している金額のみが労働者から収受されること。
- 4. 労働者から収受されるサービス料の上限額は、以下のように規定される。
 - a) 契約期間 12 か月毎に賃金 1 か月分を超えない。・・・ベトナム人労働者を 3 6 か月以上の期間で外国に派遣する契約に合意した場合、サービス料は契約に基づく労働者の賃金の3 か月分を超えてはならない

2. 新法 (参照条文)

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関す法律の細則を規定する通達 (通達 21/2021/TTBLDTBXH号) 付録 II

- □ 技能実習生制度に基づいて実習及び就労する労働者(以下、「実習生」という)
- 3 労働者受入国側によって支払われるサービス料金
 労働者受入国側によって支払われるサービス料金は、実習生受入国側がサービス企業に支払う管理費である。

出典:在越日本国大使館仮訳「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する 法律の細則を規定する通達(2021年12月15日付21/2021/TT-BLDTBXH)」

3. 新法における送り出し機関の責務及び費用

3年実習の場合

- > 送出し機関の責務 「迷出し業務
 - 募集、選考、マッチング、出国・送出し(74コマのオリエンテーション教育プログラム含む)、 実習中の管理
- ▶ 送出し機関が本人から徴収するサービス料は、「就業先での賃金の3か月分まで」
- ▶ ただし、日本側から支払われる「一人当たり月額最低5,000円以上の送出し機関管理費」は、サービス料と に みなされることとなる。従って、 本が 支払うサービス料は、賃金の3か月分から送出し管理費総額を差し引いた額となる。

サービス料総額 賃金の3ヵ月分まで

労働者受入側によって支払われる サービス料 = 送り出し管理費 サービス料に比して不足している金額 (本人負担額)

3年実習の場合

3. 新法における送り出し機関の責務及び費用

費用イメージ例(1) 月額給与150,000円の場合

送出、機 関) 責務	1名送出しあたりの 送出し機関の徴収費用総 額(A)	送り出 機関管理費 (B)	本 <i>が</i> 支払う サービス 料
送出し業務	サービス料	一人月額最低¥5,000以上	(A) - (B)
	日本での賃金3か月分まで	介護の場合 最低¥10,000 以上	
例 1	¥150,000(月給)×3 か月	¥5,000/名 ×36ヶ月	¥450,000-¥180,000
	=¥450,000	=¥180,000(3 年間)	=¥270,000
例 2	¥150,000(月給)×3 か月	¥10,000/名 ×36ヶ月	¥450,000-¥360,000
	=¥450,000	=¥360,000(3 年間)	=¥90,000
例 3	¥150,000(月給)×3 か月	¥12,500/名 ×36ヶ月	¥450,000-¥450,000
	=¥450,000	=¥450,000(3年間)	=¥0

3年実習の場合

3. 新法における送り出し機関の責務及び費用

費用イメージ例(2) 月額給与180,000円の場合

送出、機関) 責務	1名送出しあたりの 送出し機関の徴収費用総 額(A)	送り出、機関管理費 (B)	本 <i>が</i> 支払う サービス 料
送出し業務	サービス料	一人月額最低¥5,000以上	(A) - (B)
	日本での 賃金3か月分 まで	介護の場合 最低¥10,000 以上	
例 1	¥180,000(月給)×3か月	¥5,000/名 ×36ヶ月	¥ 5 4 0,000-¥180,000
	=¥5 40,000	=¥180,000(3 年間)	=¥ 3 6 0,000
例 2	¥1 8 0,000(月給)×3 か月	¥10,000/名 ×36ヶ月	¥ 5 4 0,000-¥360,000
	=¥5 40,000	=¥360,000(3年間)	= 1 8 0 ,000
例 3	¥180,000(月給)×3 か月	¥ 15,000/名 ×36ヶ月	¥5 40,000-¥5 40,000
	=¥5 40,000	=¥5 40,000(3年間)	=¥0

4. 旧法・新法における教育の考え方

≻旧法の規定

『送り出し機関は520時間以上(590万ドン以下)の日本語教育、技能実習に必要な知識を 教授する』

* 到達レベルや具体的実施内容、実施方法は各送り出し機関により独自に設定

▶新法の規定

語学教育は送り出し機関の責務として規定されていない *語学 教献 教育訓練局が発行する 教発 許のもとで、教育機関のみが実施可能

≻旧法・新法両方における規定

『ベトナム民族・伝統文化、ベトナム及び受け入れ国の法的知識の教育など、 74コマのオリエンテーション教育プログラム』は送り出し機関により実施される